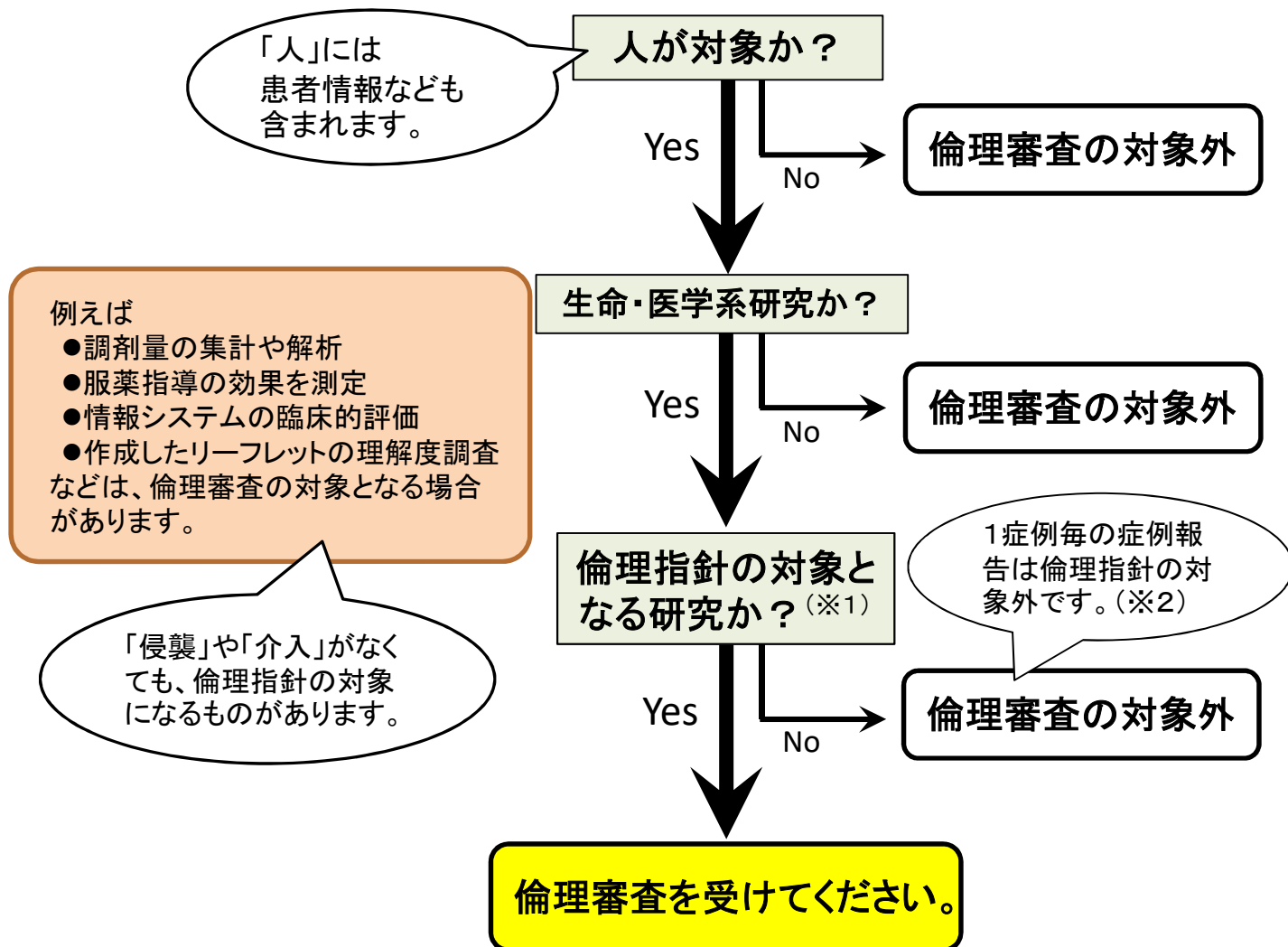


倫理審査対象研究フローチャート



(※1) 倫理指針の対象となる研究は、ガイダンスp.4～p.6をご確認ください。

(※2) 「症例報告」は、「研究に該当しない1症例毎の報告」の場合には該当しない、という解釈をしています。複数症例についてデータをまとめて発表等を行う場合には、研究となり、倫理審査が必要となります。なお、1症例報告で倫理指針上の臨床研究に該当せず倫理審査は不要とされても、個人情報保護法に則った対応が必要となる場合もあり、注意が必要です。

詳細は「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及びガイダンスをご覧ください。